

(一社)富田林薬剤師会保険薬局 各位

(一社)富田林薬剤師会会长 大橋甲三郎

大阪府薬剤師会より、下記のお知らせ(全2枚)と「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業について」(全4枚)FAXいたします。いずれもOKISSに掲載されます。

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会

副会長 田尻 泰典

B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（薬局から社会機能維持者以外の事業者への抗原定性検査キットの販売について）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の濃厚接触者の取扱い等については、本年2月3日付け日薬業発第421号ほかにてお知らせしたところですが、オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限等について、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より都道府県等宛、別添のとおり事務連絡が発出されましたのでお知らせいたします（3月16日発出、3月18日一部改正）。

今般、濃厚接触者の特定・行動制限待機期間が見直され、濃厚接触者は社会機能維持者以外も抗原定性検査キットによる検査で待機期間の短縮が可能となりました。このことを受け、濃厚接触者が所属する事業者が待機期間短縮のために抗原定性検査キットを入手する場合に、地域の状況により医薬品卸売業者からの購入が困難な場合等には、薬局から購入することも差し支えないことが示されました（事務連絡Q&A「Q3」参照）。

なお、事業者が薬局から抗原定性検査キットを購入するに当たっては、社会機能維持事業者と同様「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」の提出が必要となります。薬局においては、事業者から確認書の提出を受け、必要とされる量を勘案して販売することとなります。

貴会におかれましては、本件につき貴会会員にご周知いただき、地域の感染拡大防止に資するべく、薬局における医療用抗原定性検査キットの販売体制につき、ご高配の程、よろしくお願ひ申し上げます。

<別添>

・B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（令和4年3月16日、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡、令和4年3月18日一部改正）

・同事務連絡の参考「オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について」

オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について

- オミクロン株の特徴（潜伏期間・発症間隔が短い）を踏まえ、オミクロン株が主流の間は、自治体における濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について、以下のとおり実施することとする。
- なお、保健所による対応が可能な自治体において、引き続き幅広く濃厚接触者の特定等を行うことを妨げない。
 - ※ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、国民ひとりひとりが基本的な感染予防対策を徹底することが重要。
 - ※ 特に、オミクロン株の特徴も踏まえれば、症状がある場合などには、保健所による濃厚接触者の特定等を待つことなく、出勤、登校等の自粛を含めた感染防止対策を自主的に講じることが重要。

1. 濃厚接触者の特定・行動制限待機期間の見直し（主な内容）

(1) 同一世帯内で感染者が発生した場合

- 保健所等は、濃厚接触者を特定し、行動制限を求める。
- 待機期間は、原則7日間（8日目解除）だが、社会機能維持者か否かにかかわらず、4・5日目の抗原定性検査キットで陰性確認後、5日目から解除を可能（7日間は、検温など自身による健康状態の確認等を求める。）とする。（（3）（4）においても適用可）

(2) 事業所等で感染者が発生した場合（（3）（4）の場合を除く）

- 保健所等は、一律に濃厚接触者を特定し、行動制限を求める必要はない。
- 事業所等は、感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はない。
- 事業所等で感染者と接触があった者は、高齢者等との接触や感染リスクの高い行動を控える。

(3) 入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設で感染者が発生した場合

- 都道府県等は、濃厚接触者を特定し、行動制限を求める。
- 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

(4) 保育所、幼稚園、小学校等で感染者が発生した場合

- 濃厚接触者の特定・行動制限は、保健衛生部局と児童福祉部局等が連携して、自治体ごとに方針を決定する。
- 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

2. 積極的疫学調査の見直し（主な内容）

- 重症化リスクが高い高齢者等の命と健康を守るため、積極的疫学調査は、入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設に集中的に実施する。
- 入院医療機関・高齢者・障害児者入所施設については、感染発生初期段階で当該施設からの報告を求め、迅速に調査を実施する。